健康保険 被扶養者(異動)届

常務理事	事務長	

令和	年	月	日提出													
事	事業所所在地	₸	-									健保	受付印			
事業主記	事業所名 称															
入欄	事業主 氏 名															
	電話番号	17	()												
A.	①被保	険者証の	記号	番	号		* 被扶養者でな および収	い配偶者 入(年収)	の有無	有	・無	有する場合	合の配偶者	年収	万	円
被保険	② 氏名	(フリカ [*] ナ) (氏)		(名		 3	生年月日	5. 昭和7. 平成		年		月	日	坐 性別	1.男性 2.女性	
1未 除	1 14	(24)				(5)		=					1	,_,,,,,,		_

配偶者を挟巻しはじめた場合は「該当」、挟巻しなくなった場合は「非該当」、氏名変更およびその他訂正の場合は「変更」を〇で囲んでください。

収入 (年収)

	大後しは	7=01*13									_	_		_			
	(1)	(フリカ゛ナ)					(2)	5. 昭和	年	月	Н	3	1. 男性	4	1. 夫	3. 夫 (未)	届)
最.		(氏) (名)				生年月日	7. 平成				性別	2. 女性	続柄	2. 萋	4. 妻 (未)	届)	
偶者で	氏名						⑤ 居住状況	1. 同世帯 2. 別居 (仕送	り額:	万円	1/月)/ 居住	地 (国内	• 海外特例)				
ある	該当	⑥ 扶養	9. 令和	年	月	日	7	1. 無職	4. その他		,	8		9	1. 離職	4. 被保険者資	格取得
被	12777	しはじめた日	J. 17H				職業	2. パート 3. 年金受給者	()	収入 (年収)	万円	+11111111111111111111111111111111111111	2. 収入減 3. 婚姻	5. その他 ()

万円

住所

配偶者以外の方を扶養しはじめた場合は「該当」、扶養しなくなった場合は「非該当」、氏名変更およびその他訂正の場合は「変更」を〇で囲んでください。

C.その他の	氏名	(ブリカ [*] ナ) (氏)	(名)				②生年月日⑤居住状況	5. 昭和 7. 平成 9. 令和 年 月 日 ③ 7. 平成 9. 令和 1. 同居 2. 別居(仕送り額: 万円/月) / 居住地 (国内	性別 2. 女性 続柄	
他の被扶養者	(該当)	⑥ 扶養 しはじめた日	9. 令和	年	月	В	⑦ 職業	3. 年金受給者 6. その他() (収入 (年収) 理由	1. 出生 4. 被保険者資格取得 2. 離職 5. その他 3. 収入減 ()
者欄	非該当	⑪ 扶養 しなくなった日	9. 令和	年	月	E	① 理由	1. 就職 3. 収入増加 5. 死亡(年 月 日)	② 被保険者証回収 □添付 □返不能()	備考
C.	① 氏名	(フリカ [*] ナ) (氏)	(名)				② 生年月日 ⑤	9.节和	1. 男性 性別 2. 女性 続柄	
その他の被扶養者間	10.11	6		年	月	日	居住状況	1. 同居 2. 別居(仕送り額: 万円/月) / 居住地 (国内 1. 無職 4. 小・中学生以下 ⑧	• 海外特例)	1. 出生 4. 被保険者資格取得
扶養	(該当)	扶養 しはじめた日	9. 令和				職業	2. パート 5. 高・大学生(年生) 3. 年金受給者 6. その他()	収入 (年収) 理由	2. 離職 5. その他 3. 収入減 ()
村 2	非該当	⑩ 扶養 しなくなった日	9. 令和	年	月	В	⑪ 理由	1. 就職 3. 収入増加 5. 死亡(年 月 日)	② 被保険者証回収 □添付 □返不能()	備考
C.	1	(フリカ゚ナ) (氏)	(名)				② 生年月日	5.昭和 年 月 日 3 7.平成 9.令和	性別 2. 女性	
の他の	氏名						⑤ 居住状況	1. 同居 2. 別居(仕送り額: 万円/月) / 居住地 (国内	続柄 ・海外特例)	
その他の被扶養者欄3	(該当)	⑥ 扶養 しはじめた日	9. 令和	年	月	B	⑦ 職業	3. 年金受給者 6. その他() (収入 (年収) 理由	1. 出生 4. 被保険者資格取得 2. 離職 5. その他 3. 収入減 ()
	非該当	⑩ 扶養 しなくなった日	9. 令和	年	月	В	① 理由	1. 就職 3. 収入増加 5. 死亡(年 月 日) –	② 被保険者証回収 □添付 □返不能()	備考

- ◎被扶養者の「該当」、「非該当」、「変更」は1枚の用紙で同時に提出できません。それぞれ別の用紙で提出してください。
- ◎必ず[記入の方法]をご確認いただき、記入漏れのないようご注意願います。記入漏れがある場合は返戻致します。

【注意事項】

1. 記入方法は裏面に記載されていますので、参照してください。

7. 平成

9. 令和

1. 能力がは装置に記載されています。 2. 氏名変更(訂正)、生年月日訂正、性別訂正の届出をする場合は、当該用紙の標題の近くに赤字で「〈訂正〉」と記入ください。 なお、記入については、訂正(変更)以外の箇所を申請時どおりに記入し、訂正(変更)箇所については、訂正(変更)前のものを 上段に赤字で、訂正(変更)後のものを下段に黒字で2段書きしてください。

社会保険労務士記載欄
127 N. W.

[記入の方法]

- 1. A被保険者欄の*印は、被扶養者ではない配偶者の有無のどちらかに○を付け、有の場合はその配偶者の収入(年収)を記入してください。
- 2. 年号は該当する文字を○印で囲んでください。
- 3. A被保険者欄の③、BおよびCの各被扶養者欄の②の生年月日等の年月日は、和暦で記入し、たとえば、平成8年10月3日の場合は

 (平成)
 年
 月
 日

 9.
 令和
 08
 10
 03

のように記入してください。

- 4. 被扶養者の追加申請の場合は、氏名、生年月日、性別、続柄、同世帯・別世帯の別のほか、⑥、⑦、⑧、⑨を記入してください。 (「該当」を○印で囲んでください。)
- 5. 被扶養者の削除申請の場合は、氏名、生年月日、性別、続柄、同世帯・別世帯の別のほか、⑩、⑪、⑫を記入してください。 (「非該当」を○印で囲んでください。) 削除対象被扶養者の被保険者証を返納できない場合、⑫の「返不能」にチェックを入れ()内に理由をご記入ください(例:滅失、紛失)。
- 6. C. その他の被扶養者欄の④は、「長男」、「二女」等、続柄名を記入してください。⑦、⑨、⑪は、該当する文字を○印で囲んでください。
- 7. 被扶養者欄の⑤は、現時点で被保険者との居住状況について、該当するものに○印で囲んでください。 別世帯の場合は、被保険者からの1か月あたりの仕送り金額を記入していただき、居住地について該当する方に○を付けてください。 国内・・・国内に居住している場合 海外特例・・・海外居住者で下記【国内居住要件の例外となる人】に該当する場合
- 8. 被扶養者欄の⑥「扶養しはじめた日」は、被保険者(扶養者)の資格取得に伴う場合は、被保険者(扶養者)の「資格取得年月日」を 記入してください。それ以外の場合は、実際に扶養しはじめた日、たとえば、出生のときは生年月日、婚姻のときは婚姻年月日(入籍日)、 退職(離職)のときは退職(離職)した日の翌日の日付を記入してください。
- 9. 被扶養者欄の⑩「扶養しなくなった日」は、当該事実が発生した日を記入してください。 被扶養者が就職したときは就職日、死亡したときは死亡日の翌日になります。(被扶養者死亡の場合は死亡した日を⑪に記入してください。)
- 10. 被扶養者欄の®は、被扶養者申請する場合のみ、記入してください。(非該当の場合、記入は必要ありません。) 収入が複数ある場合は、個々に年収を算出し、すべてのものを合算した額を記入してください。(下記【被扶養者の収入の範囲】参照) パートやアルバイト収入は、直近1~3か月程度(途中採用の場合は当該月分除く)の平均額に12か月を乗じて算出 してください。

11. その他

- (1) 必要事項が記入漏れの場合は返戻しますので注意してください。
- (2) 被扶養者として認められる収入要件とは、年間収入が130万(60歳以上または障がい者は180万円)未満で、 被保険者の収入の2分の1未満であることとされています。
- (3) 雇用保険、傷病手当金、出産手当金等の受給期間中は、原則、扶養申請できません。 *基本手当日額が3,612円未満(60歳以上または障害者は5,000円未満)の場合は申請可能です。
- (4) 被扶養者から削除する場合は、原則削除対象者の被保険者証以外の添付書類は必要ありませんが、削除日を遡る場合等は、別途添付書類が必要になることがあります。

【被扶養者の収入の範囲】

- (1) 給与収入 (パート・アルバイト・内職を含む)
- (2) 各種年金 (厚生年金・国民年金・公務員等の共済年金・農業者年金・船員年金・石炭鉱業年金・議員年金 労働者災害補償年金・企業年金・自社年金・障害年金・私的年金・非課税扱いの遺族年金 等)
- (3) 恩給収入(文官恩給・旧軍人恩給・旧軍人遺族恩給 等)
- (4) 事業収入(自家営業・農業・漁業・林業 等)
- (5) 不動産収入・利子収入・投資収入・雑収入
- (6) 雇用保険からの給付金(失業給付または傷病手当),健康保険からの傷病手当金や出産手当金
- (7) 被保険者以外の者からの仕送り(生計費,養育費等)
- (8) その他継続性のある収入

【国内居住要件の例外となる人】

例外として認められる事由	確認書類
①外国において留学をする学生	ビザ、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②外国に赴任する被保険者に同行する者	ビザ (原則、家族帯同ビザ)、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者 (観光、保養又はボランティア活動等)	ビザ、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意 書等の写し
④被保険者の海外赴任中に出産・婚姻等で身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し

| 被扶養者異動届の提出時期は、健康保険法施行規則第38条により、事実のあった(異動事由の発生した)日から5 |日以内に届出することと定められています。当組合への届出が事実発生日より1か月以上経過している場合は、認定日 |を申請月初日とさせていただくことがあります。